

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 1 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和5年1月26日(木) 午後2時00分から3時58分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 加藤潤一
	四	委員 若山晋	五	委員 関根桂子		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部副部長兼教育総務課長、和泉学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、中根文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会1月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会12月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。					
	— 各委員、特に意見なし —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会12月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 令和4年北本市教育委員会12月定例会の議事録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の若山委員にお願いする。					
4 議事の取扱いの発議	神子教育長： 本日の案件は、報告事項が9件、議案が2件の計11件である。					
	なお、本日の教委議案第2号については個人情報扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。					
	— 各委員、了承 —					
	神子教育長： 本日の教委議案第2号については、「非公開」審議とする。					
5 報告事項(公開)	神子教育長： 教委報告第1号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告に					

<p>案件)</p> <p>(1) 教委報告第1号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p> <p>(2) 教委報告第2号「次期教育振興基本計画について」</p> <p>(3) 教委報告第3号「令和4年度各小・中学校第2学期状況報告について」</p>	<p>について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第1号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第1号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 去年のイベントチラシを見ると、北本市が後援しているが北本市教育委員会は後援していない。 何かあったのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 昨年は、教育委員会には申請が無かった。</p> <p>神子教育長： 教委報告第1号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第1号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第2号「次期教育振興基本計画について」について、教育総務課より説明をお願いします。</p> <p>加藤教育総務課長： (教委報告第2号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第2号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第2号については、了承とする。</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号「令和4年度各小・中学校第2学期状況報告について」について、学校教育課より説明をお願いします。</p> <p>谷崎学校教育課副課長： (教委報告第3号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号について、質疑はあるか。</p> <p>黒川委員： 東中学校の1・2年生は3学期のウインタースクールに向けて取組んでいるが、本来は1年生がウインタースクールだが、コロナの影響により昨年度行けなかった2年生も併せていくことになっているのか。</p> <p>和泉学校教育課長： そのとおりで、東中学校1年生が1月24日～26日で実施し、2年生は2月7日～9日で実施予定である。</p>
--	---

他の学校も日程は異なるが、今のところ順調に実施出来ている。

黒川委員： 宮内中学校は「自立貢献」という、学校教育目標を立てているが、「自立」をどのように捉えているか。

和泉学校教育課長： 「学：夢に向かい、学び続ける生徒、恕：自他を思いやり、助け合う生徒、錬：心と体を鍛え、技を磨く生徒」のことを「自立」と捉えている。

久保田委員： 生徒が泊まりでみんなと一緒に学校行事として参加できる機会を設けていただけたのは、大変ありがたい。

神子教育長： 子供にとって成長に繋がることと、コロナ禍で病気にかかるおそれがあることとの天秤にかけて、感染対策と感染後の対応をしっかりと確認して実施した。

黒川委員： 様々な学校が色々な賞を受賞しているが、外部団体が実施している色々な賞に作品を応募することは、先生方の手間が生じることになる。

ただ、普段学校において表彰されることが無い子供が持っている感性を評価していただける機会でもある。

子供達の励みにもなっていると聞いているので、先生方の業務が大変なことは重々承知しているが、今後とも子供達の活躍の場を広げることについて、挑戦していただければありがたい。

久保田委員： 文科省・県主催の教職員研修では西小学校の研修参加が多いが、これは各校の校長の意向により派遣されているのか。

また、研修後の情報共有がなされているのか。

和泉学校教育課長： 研修によって様々である。

教育委員会からの依頼や、校長の声掛けによるものや、学校指定によるもの、本人の希望があるものがある。

最近はオンライン研修で受講出来るものが多く、受講しやすい状況がある。

研修後の情報共有も実施しており、場合によっては指導者として研修等で指導してもらいたい。

若山委員： プログラミング的思考を意識した授業改善とはどういったことか。

和泉学校教育課長： 南小学校はプログラミング教育をたくさん実施している。

プログラミングソフトを入れて、子供達にゴールまでの道筋を考えさせて、どうすればゴールへの近道が出来るか、無駄なく効率的に到達できるかといった理論的な思考で取り組ませている。

他の授業においても同じように考えさせている。

関根委員： 学校において、徐々に実施できる行事が増えてきて有難いと考えている。

以前のように、保護者が参加できる機会も増えていくのか。

和泉学校教育課長： 現在においては、児童生徒の行事は増えてきているものの、感染状況等を踏まえて見定めている状況。

保護者の方が参加できる機会、人数を増やして以前のようにすぐに戻すような状況ではないと考える。

今後の状況や国や県の方針も踏まえて検討していく。

黒川委員： 中学校さわやか相談室登校生徒と学習支援室利用生徒はどう違うのか。

谷掛学校教育課副課長： 学習支援室に通えている生徒については、複数の生徒がいても勉強が出来たり、教科等の状況によって通常のクラスに通えるが全て授業で通常のクラスに通えるわけではないといった状況がある。

中学校さわやか相談室はその前の段階で、自宅から登校できるものの、他の生徒と学ぶことが難しい子が通う。

黒川委員： 学習支援室が出来て良かったと感じている。

子供達が通常の学級に復帰するための一歩が出来てとても良い試みだと思う。

加藤委員： さわやか相談室については、その子が所属している中学校のみ行ける運用か。

西中学校の生徒が北本中学校のさわやか相談室に相談しに行けるのか。

谷掛学校教育課副課長： 基本的にはどの学校にも設置しているため、所属している近いさわやか相談室に通っている。

今のところ、他校のさわやか相談室に通いたいといった話は聞いていない。

和泉学校教育課長： ルールとして決まっている訳ではない。

相談窓口として、場合によってはあり得る。

	<p>加藤委員： 同級生の子供達がいるから、自分の通っていた学校に行き辛いことがある。 最初のステップとして、他の学校のさわやか相談室に行けるという運用もしてみたらいいのではないか。</p> <p>神子教育長： 考えられるところがあると思う。 事情により、別の学校に案内を行うことが出来る。</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第3号については、了承とする。</p>
(4) 教委報告第4号「令和5年北本市成人式の実施報告について」	<p>神子教育長： 教委報告第4号「令和5年北本市成人式の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第4号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 成人式に女性は振袖を着ている人が多く、振袖を準備出来ない人が来られない状況が生まれていなければいいなど感じている。</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号について、他に質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第4号については、了承とする。</p>
(5) 教委報告第5号「第56回北本市市民文化祭芸術展の実施報告について」	<p>神子教育長： 教委報告第5号「第56回北本市市民文化祭芸術展の実施報告について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第5号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第5号については、了承とする。</p>
(6) 教委報告	<p>神子教育長： 教委報告第6号「公の施設の指定管理者の決定について（文</p>

<p>第6号「公の施設の指定管理者の決定について（文化センター）」</p>	<p>化センター）」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第6号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第6号については、了承とする。</p>
<p>(7) 教委報告第7号「公の施設の指定管理者の決定について（野外活動センター）」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第7号「公の施設の指定管理者の決定について（野外活動センター）」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第7号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第7号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第7号については、了承とする。</p>
<p>(8) 教委報告第8号「公の施設の指定管理者の決定について（体育センター）」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第8号「公の施設の指定管理者の決定について（体育センター）」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第8号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第8号については、了承とする。</p>
<p>(9) 教委報告第9号「第2期北本市スポーツ推進計画について」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第9号「第2期北本市スポーツ推進計画について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長：（教委報告第9号の説明）</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第9号については、了承とする。</p>

6 議案審議(公開案件)	神子教育長： 議案審議の公開案件に入る。
(10) 教委議案第1号「北本市中学3年生インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示について」	神子教育長： 教委議案第1号「北本市中学3年生インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示について」について、学校教育課より説明をお願いします。
	和泉学校教育課長： (教委議案第1号の説明)
	神子教育長： 教委議案第1号について、質疑はあるか。
	黒川委員： 様式から印が無くなったが、もう押印はいらないのか。
	和泉学校教育課長： 押印は不要となった。
	若山委員： 私立中学校に通っている生徒も対象か。
	和泉学校教育課長： 当該要綱第2条第2号で私立中学校に通っている生徒も対象としている。
	加藤委員： 今後オンライン申請に手続きが移っていくことを想定されているか。
	和泉学校教育課長： 現段階では、システム等構築の問題があり、想定していない。
	神子教育長： 教委議案第1号について、質疑はあるか。
	— 特に意見なし —
	神子教育長： 教委議案第1号については、可決とする。
7 議案審議(非公開案件)	神子教育長： 非公開審議に入る。 議案に関係のない職員の退席を求める。 また、教委議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育委員の辞職の同意について」について、加藤委員の一身上に関する内容が含まれるため、加藤委員は退席をお願いします。
	— 職員及び加藤委員、退席 —
(11) 教委議案第2号「地方	神子教育長： 教委議案第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育委員の辞職の同意について」につい

<p>教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育委員の辞職の同意について」</p> <p>8 その他</p> <p>9 閉会の宣言</p>	<p>て、教育総務課より説明をお願いします。</p> <p>加藤教育総務課長： (教委議案第2号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第2号について、質疑はあるか。</p> <p>— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第2号については、可決とする。</p> <p>— 職員及び加藤委員、入室 —</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>学校教育課： (令和5年度学校選択制結果について)</p> <p>学校教育課： (令和4年度北本市立小・中学校卒業証書授与式告辞(案)について)</p> <p>生涯学習課： (北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の制定について)</p> <p>文化財保護課： (国指定100年記念講演会石戸蒲ザクラについて)</p> <p>文化財保護課： (第24回北本市郷土芸能大会について)</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会1月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p>令和5年2月16日</p> <p>教育長 神子 修一</p> <p>署名委員 若山 晋</p> <p>書記 落合 元</p>